28.9.23

防衛省における秘密保全及び情報セキュリティの新たな変化・流れについて

研究部員　榊　　勝

平成27年始め頃から、BSKでは、防衛関連企業に対して、情報セキュリティ及び秘密保全の態勢構築の支援を実施してきたが、防衛関連企業の方々と調整している過程で、情報セキュリティ及び秘密保全における防衛省の要求内容に変化が生じてきていることを確認しました。これまでに確認した変化・流れについて、具体的な個々の事例に基づき検証していくこととする。

１．秘密保全分野

（１）　企業への要求

１）Ｅソリューションズ㈱

①　新たな対応

秘密の保全に関する特約条項の内容と対応を理解して、秘密保全体制作りと運用管理を行うこととなった。

②　防衛省の要求内容の変化

ア　防衛省の方から省秘の秘密保全体制を構築しておいて下さいと言われていた。

イ　これまでは、官の秘密エリアに立入申請・立入許可によって立ち入って作業するだけであった。

ウ　近々中に、省秘の情報の送達を受けて、該社の施設内でシステムインテグレーションを行うこととなった。その際、特に配慮しなければならない点は、秘密保全施設における情報システムのセキュリティの確保である。

エ　自衛隊通電関係からも同様な要求が出ている。

２）㈱Ｍ　（設計）

①　新たな対応

秘密の保全に関する特約条項に対応した秘密保全規則と秘密保全対策ガイドラインに対応した秘密保全実施要領を至急、作成することとなった。

②　防衛省の要求内容の変化

各地方防衛局に作成した秘密保全訓令及び秘密保全対策ガイドラインに対応した秘密保全規則及び秘密保全実施要領を呈示したが、細かく指摘されて、専門機関に相談してから再度、来てくださいと言われた。

③　防衛省のきめ細かい要求への対応

防衛省とのやり取りの過程でのきめ細かい要求への対応は、次のとおりである。

ア　管理の実施体制

（ア）　特定資料及び特定図面等（以下「特定資料等」という。）の散逸防止対策

（イ）　避難時の特定資料等の処置

（ウ）　責任の所在の明確化

（エ）　特定資料等の移動状況の把握

（オ）　複製の実施場所及び構造、複製した図面等の破棄

（カ）　伝達・送達に係る事前承認の義務、伝達・送達に係る報告、記録の義務、供覧・貸出の実施場所及び手順、供覧・貸出後の点検、確認

（キ）　授受の報告義務、授受した秘密文書等の点検・確認、保管方法、保管状態の点検、報告、引継状況の記録、検査

（ク）　検査事項の明確化、報告方法、検査回数等の設定

（ケ）　契約完了に伴う返却の義務、保管期間延長の手続き、不要となった特定図面等の破棄

（コ）　再委託業者の管理方法、再委託業者への特定図面等の貸与条件、再委託業者に対する図面貸与契約及び特約条項添付の義務、再委託業者の関係社員以外への秘密事項伝達の禁止、機器持ち込み制限

イ　秘密保全室の管理

（ア）持ち込みを禁止する場所、持ち込み禁止場所の通知方法、持ち込みの許可、携帯電話の保管について、携帯型情報通信・記録機器等不所持の確認、持ち込みを禁じた携帯型情報通信・記録機器等の措置について、立入者の記録、立入識別章「名札」

（ィ）秘密保全室整備の考え方、秘密保全室整備案

（ウ）情報システム管理の責任体制（各個人の責任の明確化）、ネットワークのセキュリティ対策、秘密の情報を取り扱うシステムと他のシステムとの接続禁止、可搬記憶媒体の取扱い

（エ）情報利用者の指定、制限、情報の保全検査体制、情報のバックアップ、秘密情報が保存された可搬記憶媒体の管理方法

（オ）記憶媒体等の破壊、破棄要領、印字出力された文書、図面の破棄要領、可搬記憶媒体の物理的破壊、破棄要領

ウ　教育体制と事故発生時の連絡体制

（ア）　関係社員の選任条件、再委託を含めた教育体制の明確化、年間計画の設定、保全教育実施の報告義務

（イ）文書・可搬記憶媒体の紛失に係る対応、情報流失又はそれらの疑い若しくはおそれに対する対応、事故発生時の連絡体制

以上、防衛省とのやり取りの過程でのきめ細かい要求を網羅的に記述してきましたが、そこにおける主な変化点としては、次のとおりである。

・　管理の実施体制、秘密保全室の管理及び教育体制と事故発生時の体制において、基本的な対応に基づいた展開を求めている。企業においては、特に秘密保全室の整備に力点を置いており、かなり緻密なセキュリティ措置を講じて、想像以上の経費をつぎ込んで対応している。
・　特に、建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン(設計業務編）（工事監理業務等編）（工事編）平成 21 年 8 月に基づいたそれぞれの対応の展開：秘密保全規則の策定、秘密保全施設(情報システム）の設定及び運用管理を求めている。
・　さらに、対応に苦慮した点としては、初めての経験である官の保全検査への対応と指摘事項への是正処置のやり取りである。

（2）秘密に関わる企画提案・企画競争資料による契約プロセスの多発化

戦後 70 年を経て、自衛隊の司令部庁舎等も老朽化してきたため建替え・新築という段階になってきており、その契約プロセスの前段階としての企画提案・企画競争資料による契約相手方の選択・決定というケースが多くなってきている。

その企画提案・企画競争資料の基本構成は、次のとおりで詳細なものとなってきている。

１）特定資料、特定図面等の管理の実施体制

非常事態発生時の対処要領、簿冊の作成・記録・保管要領、特定資料等の複製・管理・破棄、伝達・送達・要領、授受・保管、保全検査要領、返却・破棄要領

２）現場管理の実施体制

立入禁止区域の管理・立入要領、下請負要領

３）機器持ち込み制限

携帯型情報通信・記録機器(携帯電話、携帯情報端末、映像走査器、写真機、記録機、ビデオカメラ、通話、記録などの機能を有する機器)の持ち込み制限

４）秘密に係る電子情報の保全の実施体制

電子情報システムの管理、電子情報の管理、電子情報の破棄

５）秘密保全教育の実施体制

工事関係者に対する秘密保全教育要領

６）保全事故に係る報告事項

保全事故の対応状況

７）ヒアリング

業務への取組意欲

８）特定テーマに対する作業計画

特定テーマ１、特定テーマ２、特定テーマ３

以上、企画提案・企画競争資料の基本構成を記述してきましたが、そこにおける主な特徴点としては、次のとおりである。

・　かなり専門的な企画提案・企画競争資料を要求している。

・　特に、ヒアリングと特定テーマに対する作業計画とで評価の項目の５０％を占めており、ヒアリングにおいては、提出した専門的な企画提案・企画競争資料を十分に理解して、官側との短時間の質疑応答において、的確に、かつ、説得力のある対応をしなければならない状況にある。

（３）秘密保全分野における新たな流れ

１）従来、施設内でシステムインテグレーションを行う場合において、立入許可によって立ち入って作業するだけであったが、特約条項に基づき契約会社の施設内に秘密保全体制を構築し、適切な運用管理を行いながら実施するようになり、特に、施設内でシステムインテグレーションを行うため、秘密保全室におけるセキュリティの確保に力点を置いている。

２）従来は、装備品等に対して特約条項に基づき秘密保全体制を構築し、運用管理を実施してきたが、自衛隊の司令部の施設が築５０年以上経ってきたことから建築及び設備の設計契約において、作戦室等の立入制限区域の設計を行うことから、設計業務、工事監理業務及び工事、それぞれ特約条項の付いた契約となっていた。

３）前項の契約の前段階として、その契約プロセスが企画提案・企画競争資料による契約相手方の選択・決定というケースが多くなってきており、その企画提案・企画競争資料の基本構成も詳細なものとなってきている。特に、ヒアリングと特定テーマに対する作業計画に重点を置いてきている。さらに、企画提案を勝ち抜くために、秘密保全室におけるセキュリティの確保に想像以上の予算をつぎ込む提案をしている。

４）さらに、設計業務、工事監理業務及び工事分野における、初めての経験である官の保全検査への対応と指摘事項への是正処置のやり取りが重要なプロセスとなってきている。

２．情報セキュリティ分野

（１）企業への要求

１）Ｅ㈱の経緯・背景

①　近々、入札で初めて、情報セキュリティ特約条項が付くと予想されている。この防衛省の要求は、今までなかったもので、平成 26 年度あたりから顕著になってきたものである。

②　ISO9001 の認証は取っているが、情報セキュリティ特約条項の契約の経験がないので、情報セキュリティの基本方針、基準及び実施手順の策定による体制作りとその運用管理、加えて、官の情報セキュリティ実地監査にも対応しなければならないことから、公益財団法人防衛基盤整備協会(以下「BSK」という。)で情報セキュリティ支援事業があると紹介されたので相談することとした。

③　契約としては、防弾ガラスの三国・役務契約である。

④　当該役務契約において、下請負者を使うため、保護情報を渡さずに、作業指示書及び作業実施要領で的確に甲の要求内容を伝える方針であるとのことでした。

２）㈱Ｓ社の経緯・背景

①　契約としては、耐弾素材Ⅲ型D-T６（試験用）他２品目

②　契約の担当者から情報セキュリティ体制を速やかに構築して、対応して欲しい旨の依頼があり、ＢＳＫに相談することとした。

③　仕様書の情報セキュリティ指定書(27.1.29)に特約条項の要求あり。

④　甲から納期までに甲の情報セキュリティ実地監査を終えてから納入となるとの説明あり。この防衛省の要求は、前回の契約における役務プロセスと同様であり、特に大きな変化はないが情報セキュリティ指定書で指定されている保護すべき情報のセキュリティ管理、官の情報セキュリティ実地監査にも対応しなければならないこととなった。

３）M㈱の経緯・背景

①　今回、情報セキュリティの体制作りについて相談することとなった背景としては、各幕主催の「提案要求書の受領手続きに関する説明会」において、防衛省の情報セキュリティ基準に基づき情報保全体制を構築しているところにしか提案要求書を渡さないという説明がなされたことによる。

②　今後、地方調達においては、陸、海、空から同様な要求があることが予想されることから情報セキュリティの体制作りについて相談することとした。勿論、特約条項の契約はありませんでした。

４）　ＳＴ㈱の経緯・背景

①　今回、BSK に情報セキュリティの体制作りについて相談することとなった背景としては、幕主催の「提案要求書の受領手続きに関する説明会」において、防衛省の情報セキュリティ基準に基づき情報保全体制を構築しているところにしか提案要求書を渡さないということから、今後、陸、海、空から同様な要求があることが予想されることから情報セキュリティの体制作り及び運用管理(特に取扱施設・情報システムの設定)について相談することとした。特約条項の契約はありませんでした。

②　幕からの保全体制の確認について(依頼)

情報セキュリティ対策実施確認書(70項目)で幕のチェックを受けることとなっており、早急に情報セキュリティ体制を構築する必要があるとのことでした。

このプロセスは、乙が下請負者の情報セキュリティ体制構築・運用管理の状況を確認するための情報セキュリティ対策実施確認書(70 項目)を活用する新たなアプローチと考えられる。

③　平成28年度早々に提案要求書の受領手続きに関する説明会が開催される可能性があることから早急に情報セキュリティ体制を構築する必要があるとのことでした。

④　さらに、取扱施設における情報システムの設定においては、外部との LAN の接続は禁止されていないが、海外の支店等との連絡を有効に行うために外部との LAN の接続を検討したが、当該情報システムにおけるセキュリティの確保が困難なため、結果的にクローズ系ネットワークとした。

5）㈱Ｊの経緯・背景

①　今回、BSK に情報セキュリティの体制作りについて相談することとなった背景としては、契約機関と航空機の機体システムの技術維持活動の契約を締結したが、当該契約機関の情報セキュリティ指定書において保護すべき情報が指定されていたためである。

②　該社としては、情報セキュリティ特約条項に基づく、情報セキュリティの基本方針、基準及び実施手順の策定による体制作りとその運用管理(特に取扱施設・情報システムの設定)、加えて、官の情報セキュリティ実地監査にも対応しなければならないことは、初めての経験なので BSK に相談することとした。

③　このケースにおいては、下請負者が国内と国外にあるとのことで、作業指示書及び作業実施要領で的確に甲の要求内容を伝える方針であり、甲とのやり取り・指導を受けながら対応していくとのことでした。

④　ここも同様に、取扱施設における情報システムの設定においては、当該情報システムにおけるセキュリティの確保が困難なため、結果的にクローズ系ネットワークとした。

6）　㈱Ｎの経緯・背景

①　該社は、防衛省が定義する下請負者の位置付けにあり、乙により情報セキュリティ対策実施確認書(70 項目)に基づき該社の情報セキュリティ体制構築・運用管理の状況を確認されるという位置付けにある。

②　特約条項の契約は、今のところありませんが、該社は、下請負者であっても情報セキュリティの基本方針、基準及び実施手順の策定による体制作りとその運用管理(特に取扱施設・情報システムの設定)、加えて、官の情報セキュリティ実地監査への対応にも準備すべきだという考え方から、情報セキュリティ基準に基づき情報セキュリティ体制作りとその運用管理(特に取扱施設・情報システムの設定)の構築を目指すということである。

③　平行して ISMS 認証を取得するまでの体制確立を目指すとしている。

（2）情報セキュリティ分野における新たな流れ

1）地方調達の役務契約において、保護情報を扱う契約が生じてきている。

2）前号の傾向は、小規模企業においても適用されてきており、官が丁寧に指導しながら契約履行を推進している現状である。

情報セキュリティの実地監査については、各地方防衛局の情報セキュリティ監査官の支援を受けている。

３） 防衛省の情報セキュリティ基準の新たな活用として、企画提案方式において、防衛省の情報セキュリティ基準に基づき情報保全体制を構築しているところにしか提案要求書を渡さないという方式が出現してきている。

４）企画提案方式において、企画提案した会社の情報セキュリティ体制構築・運用管理の状況を情報セキュリティ対策実施確認書(70 項目)でチェックするという新たな活用方法が出現したことになる。

５）下請負者であっても情報セキュリティの基本方針、基準及び実施手順の策定による体制作りとその運用管理(特に取扱施設・情報システムの設定)、加えて、官の情報セキュリティ実地監査への対応にも準備すべきだという考え方の企業が出現してきている。

３．秘密保全及び情報セキュリティにおける共通の新たな流れ

（１） 地方調達の役務契約に特約条項の付いた契約が増加してきており、秘密保全においては施設の設計業務、工事監理業務及び工事に、それぞれ特約条項の付いた契約となってきている。

情報セキュリティにおいても地方調達の役務契約に特約条項の付いた契約が増加してきている。

（２）契約の前段階として、その契約プロセスが企画提案・企画競争資料による契約相手方の選択・決定というケースが多くなってきており、秘密保全においては、その企画提案・企画競争資料の基本構成も詳細なものとなってきている。

情報セキュリティにおいても企画提案・企画競争資料による契約相手方の選択・決定というケースが多くなってきており、情報セキュリティの企画提案方式においては、防衛省の情報セキュリティ基準に基づき情報保全体制を構築しているところにしか提案要求書を渡さないという新たな厳しい対応となってきている。

（３） 地方調達においても、初めての経験である秘密保全においては官の保全検査へ、情報セキュリティおいては官の情報セキュリティ実地監査への対応と指摘事項への是正処置のやり取りが重要なプロセスとなってきている。

（４） さらに、初めての経験である作業エリアと情報システムの設定、つまり、秘密保全においては秘密保全施設、情報セキュリティにおいては取扱施設の設定が企業の体制作りと運用管理において高いハードルとなってきている。特に、それぞれの施設における情報システムの設定、そこにおけるセキュリティの確保に神経を使う状況になっている。秘密保全の情報システムは、外部の LAN との接続は禁止されているが、情報セキュリティにおいては、外部の LAN との接続は禁止されていないため、そのセキュリティの確保に苦慮しており、結果的にクローズ系の情報システムにしている企業が多くなっている。

以上のことから、秘密保全及び情報セキュリティの特約条項の締結は、中央調達

においての展開が浸透し、次のステップとして、地方調達の役務契約における機密性の高い情報セキュリティの確保というステージになってきているので本稿で述べた事例が秘密保全及び情報セキュリティの体制構築の一助になれば望外の喜びである。